

令和7年度 がん検診実施要領

1 目的

この要領は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状を鑑み、がん検診の実施に関し必要な事項を定め、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 受診対象者

- (1) 検診日において30歳以上で、志木市の住民基本台帳に記載されている方。ただし、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、前立腺がん検診は55歳以上の男性とする。
- (2) 事業所（会社・勤め先）等が行う検診を受ける機会のない方。ただし、入院中、または検診部位の病気等で治療中及び医療機関で経過観察中の方は除く。（医療での受診となります。）

※同じ検診は年度内1回とする。医療機関は、本年度（令和7年4月以降）に既に受診（集団検診又は個別検診）していないか、受診者に確認すること。

※対象外となる方は、がん検診ごとに別途記載しているので参照すること。

3 委託料及び受診者費用負担額

委託料については、単価表の単価により健康政策課へ請求すること。受診者に一部費用負担をお願いしているので、窓口にて徴収すること。

ただし、生活保護及び中国残留邦人等支援受給者世帯の方は無料とする。（生活保護世帯及び中国残留邦人等支援受給者の方は、必ず生活保護受給者証又は生活保護受給証明書、中国残留邦人等支援受給者証を確認すること。）

4 検診内容

がん検診は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として位置付けられ、引き続き市町村で実施する。

については、平成20年3月31日付け厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（令和6年2月14日一部改正）に基づき、次の検診内容により実施すること。

また、検診の実施にあたり検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点についても説明すること。

(1) 胃がん【検診日において30歳以上の者】

問診、胃部エックス線検査

問診

現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取すること。

- ※ 撮影枚数は最低8枚とする。
- ※ 胃部エックス線画像、診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。
- ※ 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。
- ※ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意すること。

【対象外となる方】

- ・胃がんで治療中
- ・胃・食道・十二指腸の疾患で治療中又は医療機関で経過観察中の方（医療での受診となります。）
- ・妊娠中又は妊娠の可能性のある方
- ・消化管の閉塞又はその疑いがある方
- ・硫酸バリウム製剤を過去に服用し過敏症を起こしたことのある方
- ・植込み型心臓ペースメーカーを装着している方
- ・検診日を含めず3日間排便のない方

<胃部エックス線検査・胃内視鏡検査共通>

次に掲げる方については受診前に主治医と相談が必要な方とする。

- ・抗凝固薬・抗血栓薬服用中の方（内視鏡のみ）
- ・消化管に憩室のある方
- ・消化管の狭窄またはその疑いのある方
- ・医薬品に対して過敏症の既往歴のある方
- ・喘息、アトピー性皮膚炎等の過敏症反応を起こしやすい体質の方
- ・むせやすく誤嚥しやすい等、飲み込む力に障害のある方
- ・開腹手術の経験がある方

(2) 子宮頸がん

<細胞診検査>

令和7年4月1日時点の年齢が20歳から29歳及び61歳以上の女性

問診／視診／子宮頸部の細胞診及び内診

問診 妊娠歴、分娩歴、月経の状態、不正出血等の症状の有無及び過去の検診の受診状況等を聴取すること。

※細胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いる。

※検体が不適正であった場合は、対応について市と協議すること。また、原因等を検討し、対策を講じること。

※細胞診専門医については、ASC-US 以上の判定の場合は、必ず記入してください。

※NILM（陰性）の判定で細胞検査士のみが検査を行う場合は、細胞診専門医名の欄は「陰性のため記入せず」等を記載し、空欄にしないでください。

※診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。

※細胞診の標本は少なくとも5年間は保存する。

【対象外となる方】

- ・子宮頸がんまたは子宮体がんで治療中の方又は医療機関で経過観察中の方（医療での受診となります。）
- ・生理中の方
- ・妊娠中又は妊娠の可能性のある方（同検診は妊婦健康診査での実施となります。）
- ・治療等により、すでに子宮を全て摘出されている方

※性交渉未経験の場合は、積極的な推奨はしないが、本人が希望した場合は検診を実施すること。

<HPV検査単独法>

【対象者】 令和7年4月1日時点の年齢が30、35、40、45、50、55、60歳の女性（下記「年度当初受診券発行対象者」参照）

【検診内容】

問診、視診、子宮頸部のHPV検査※、トリアージ細胞診検査

※HPV検査は、コバス HPV (HPV-DNA検査)によるものとする。

【受診券（ハガキ）について】

下記①②の方には、4月下旬に受診券（ハガキ）を送付します。

①令和7年4月1日現在で、該当の年齢に達した者

年度当初受診券発行対象者

30歳	平成 6年4月2日～平成 7年4月1日	50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
35歳	令和 元年4月2日～平成 2年4月1日	55歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	60歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
45歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日		

②令和6年度 HPV 検査単独法の結果1年後受診になった者と、令和6年度受診券発行対象者（令和6年4月1日時点で30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）のうち未受診だった者。

※受診希望者が対象か不明な場合や対象年齢であるが受診券を持っていない場合等は、必ず市へご連絡ください。

(3) 肺がん（結核）【検診日において30歳以上の者】

問診／胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

①問診

喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取すること。

問診の結果、最近6か月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

なお、検診希望者には、市の検診として胸部エックス線検査を実施することがで

きる。

②胸部エックス線検査

65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影するものとする。

65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用い、読影するものとする。

読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は、地区医師会で肺がん検診読影医として登録されている医師（以下登録医）とする。

なお二重読影をする登録医のうち、少なくとも1人は下記の1～3の要件のいずれかを満たす医師とする（一次読影医・二次読影医が共に登録医のみであることは認めない）。

- 1) 検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加し、地区医師会肺がん検診運営委員会で認定されている。
- 2) 3年間以上肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している。
- 3) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している。

※胸部エックス線画像、診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。

③喀痰細胞診

ア 喀痰細胞診の対象者

問診の結果、医師が必要と認めた方で、下記に該当することが判明した方とする。

- (ア) 50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上の方（過去における喫煙者を含む。）

※加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。

※喀痰細胞診を実施するにあたっては、対象者から同意を得るものとする。

イ 喀痰採取の方法

- (ア) 喀痰細胞診の対象とされた方に喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。
- (イ) 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰とする。
- (ウ) 採取された喀痰（細胞）は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下

で観察する。

※検査結果及び標本は少なくとも5年間は保存する。

【対象外となる方】

- ・肺がんで治療中の方
- ・定期的に呼吸器科にかかっている方
- ・呼吸器の専門医にかかっている方
- ・妊娠中又は妊娠の可能性のある方

(4) 乳がん【検診日において30歳以上の女性】

問診／乳房エックス線検査

①問診

既往歴、家族歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取すること。

②乳房エックス線検査

検診日において30歳から39歳まで及び50歳以上の方は、内外斜位1方向で左右一枚ずつ撮影すること。

検診日において40歳から49歳の方は、内外斜位方向及び頭尾方向の2方向で左右一枚ずつ撮影すること。

撮影を行う診療放射線技師・医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラム講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けている者とする。

また、読影医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けている者とする。

認定書については、市に写しを提出すること。

読影医の医師名記載欄は、医師による自署とする。

乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていることとする。

※ 乳房エックス線画像、診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。

【対象外となる方】

- ・乳がんで治療中の方
- ・乳房の疾患で治療中又は医療機関で経過観察中の方（医療での受診となります）
- ・妊娠中又は妊娠の可能性のある方
- ・ペースメーカー、V-PシャントまたはCVポートを挿入されている方

- ・豊胸手術をされている方
- ・授乳中の方又は授乳後6か月未満の方
- ・しこり等の自覚症状のある方

(5) 大腸がん【検診日において30歳以上の者】

問診／便潜血検査

①問診

現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取すること。

②便潜血検査

免疫便潜血検査2日法で行う。1日法での検査（同日に2回の採便含む）は、対象外とする。採便期間は、原則4日以内とする（便の採取から4日以上経ったものは信頼性が失われるため）。

ア 測定用キット

それぞれの測定用キットの特性及び採便から測定までの時間等を勘案して、最適なものを採用する。

イ 採便方法

採便用具（ろ紙、スティック等）を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2回目までの日数、初回採便後の検体の保管方法等は、検診精度に大きな影響を与えることから、採便用具の配布に際しては、その旨を受診者に十分説明する。また、採便用具の配布は、検体の回収日時を考慮して適切な時期に行うものとする。

ウ 検体の回収

初回の検体は、受診者の自宅において冷蔵保存（冷蔵庫での保存が望ましい。）し、2回目の検体を採取した後、即日回収することを原則とする。

また、やむを得ず即日回収できない場合でも、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の各過程で温度管理に厳重な注意を払うものとする。なお、受診者から実施機関への検体郵送は、検査の精度が下がることから原則として実施しないものとする。

エ 検体の測定

検体回収後速やかに行う。速やかな測定が困難な場合は、冷蔵保存することとする。

オ 検査結果の判定

提出された便潜血検査のうち1つでも陽性となった場合には「要精検」とし、すべて陰性の場合に「便潜血陰性」と判定する。

※ 診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。

③精密検査

精密検査は、原則として全大腸内視鏡検査とする。便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落としの増加につながることから、行わないものとする。

【対象外となる方】

- ・大腸がんで治療中の方
- ・大腸の疾患で治療中又は医療機関で経過観察中の方（医療での受診となります。）
- ・検便日に生理中の方
- ・出血を伴う痔のある方

(6) 前立腺がん【検診日において55歳以上の男性】

問診／血液検査〔PSA（前立腺特異抗原測定）〕

※診断票及び検査結果は少なくとも5年間は保存する。

【対象外となる方】

- ・前立腺がんで治療中の方
- ・前立腺肥大症、前立腺炎等の疾患で治療中又は医療機関で経過観察中の方（医療での受診となります。）
- ・治療等により、すでに前立腺を全て摘出されている方

7 実施方法

集団健(検)診業務委託契約に基づき実施する。

- (1) 検診を実施する前に、受診者が対象者であることを保険証等により確認し、診断票欄外左下にある該当する加入健康保険を丸で囲むこと。
- (2) 検診は市が実施しているものであり、検査結果を市へ送付することを説明すること。
- (3) 検診の実施に当たって、同一人について、年度中1回限りで、他の医療機関と重複して受診していないことを確認すること。
- (4) 「がん個別検診診断票〔胃がん、子宮頸がん（頸部のみ・頸体部）、肺がん（結核）、乳がん、大腸がん及び前立腺がん〕に必要事項を記入させ、6に規定する内容に基づく検診を実施し、検査終了後、検査医は検査結果を本人に直接説明すること。なお、結果説明会に来場しない場合は、郵送での対応とする。
- (5) 要精密検査者には、その必要性和精密検査の方法等について本人に直接、説明・指導し精密検査の受診勧奨を行うこと。がんの「要精検」と区分された場合には、「紹介状（兼〇〇がん精密検査結果連絡票）」を発行すること。なお、一次検診と同一医療機関で精密検査を実施することが予め判明している場合においても、説明・指導を行うこと。

- (6) 受診者には、下記の内容を説明すること。
- ・精密検査の必要性とその方法等。
 - ・検診の有効性に加え、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性・偽陽性）。
 - ・検診受診の継続が重要であること、また症状がある場合は医療機関の受診が重要であること。
 - ・がんがわが国の死亡の上位に位置していること。
- ※これら全ての項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布すること。配布する資料は医療機関独自の資料、もしくは個別がん検診の診断票表紙とする。（ポスターなど持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可。）
- (7) 受診者には十分な説明を行ったうえで、診断票内の同意欄へ署名を行ってもらふこと。受診者がなんらかの理由で自ら署名できない場合、受診者本人の許可を得たうえで代筆を可能とする。この際、自署欄の隣に代筆者名及び受診者との関係を必ず記載すること。
- (8) 実施要領どおりに実施されていないことが判明した場合は、がん検診の契約を解除する。

8 市への一次検診結果と請求書の提出

実施医療機関は一次検診結果が判明し、受診者に結果の説明を行った後2週間以内に請求書に各がん個別検診診断票①市請求用（市役所保管用）を添えて市に提出するものとする。

※ 必ず請求日を確認し、月遅れ請求のないよう注意すること。

※ 一部費用負担免除となる生活保護世帯及び中国残留邦人等支援受給者の方については、生活保護受給者証又は生活保護受給証明書の写し、中国残留邦人等支援受給者証の写しを各がん個別検診診断票に添付すること。

※ がん検診については、年度内1回の受診（集団検診含む）が公費負担対象となるので、今年度2度同じ検診をしていないか、受診者に必ず確認すること。

なお、2度受診すると、公費負担分の返金対象となる。

【再掲】 集団検診でがん検診を受診した場合、個別検診は受診できないので注意すること。

9 委託料の支払い

市は実施医療機関から委託料の請求があった場合、指定の銀行口座に委託料を振り込むものとする。

1 0 受診者への検診結果通知

- (1) 実施医療機関は、結果について精密検査必要性の有無を附し、受診者へ速やかに各がん個別検診診断票（③受診者保管用）にて通知すること。検査終了後、検査医は検査結果を本人に直接説明すること。なお、やむを得ない場合は、郵送での対応とする。また、結果の説明までが検診であるため、結果説明会の参加を積極的に行うこと。
- (2) 実施医療機関は、要精密検査（二次検診）対象者については、その必要性と精密検査の方法等について説明し、指導すること。
- (3) 要精密検査（二次検診）対象者には、次の要精密検査関係書類を渡すものとする。一次検診と同一機関で二次検診を実施する場合は、渡さなくても良いが、予約をキャンセルした場合や来院しなかった場合（概ね3ヶ月）には、郵送すること。

● 医療機関の長宛の封筒（下記ア～ウを同封）

ア 紹介状（兼精密検査結果連絡票）3枚複写

イ 各がん個別検診診断票（③受診者保管用）コピー

ウ 市宛の封筒

なお、受診者が精密検査を拒否した場合は、「受診拒否」と記載の上、連絡票を返送すること。

1 1 精密検査（二次検診）

- (1) 一次検診と同一医療機関で精密検査（二次検診）を実施した場合

実施医療機関は、精密検査結果判明後、速やかに各がん精密検査結果連絡票（市役所保管用又は保健センター保管用）で市に通知するものとする。

- (2) 一次検診と異なる医療機関で精密検査（二次検診）を実施した場合

実施医療機関は、精密検査結果判明後、速やかに各がん精密検査結果連絡票（市保管用又は保健センター保管用及び保健センター → 一次医療機関用）で市に通知するものとする。

市は、その各がん精密検査結果連絡票の一部を一次医療機関に送付するものとする。

- (3) 精密検査（二次検診）未受診者への受診勧奨について

市は、精密検査（二次検診）未受診者に対し受診勧奨を行う等、検診が市民の健康保持、増進に有効となるよう努める。

- (4) がん検診の精度管理について

実施医療機関は、適切な方法及び精度管理の下で検診が円滑に実施されるよう、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考に検診の精度管理に努める。

がん検診の精度管理については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び埼玉県「がん検診精度管理事業（がん検診結果統一集計）要綱」において実施できるようにするものとする。

1.2 記録の保存

市は、検診終了後、受診者の各がん個別検診診断票及び精密検査結果連絡票を5年間保存するものとする。

1.3 その他

上記に規定する事項以外の事項については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に準ずるものとする。

また、この要領に記載する事項以外の事項については、志木市で協議し、決定するものとする。